

ID: 53

担当部署: 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	高根沢町仁井田体育館の設置及び管理に関する条例 第12条(指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合に限る。)		
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第20号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第12条の規定による。 (利用料金の減免)</p> <p>第12条 指定管理者は、町長が定める特別な理由があるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和7年3月27日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日